

育児期間中の会費免除に関する規程

(平成二十五年十二月六日会規第九十八号)

改正 平成三十一年 三月 一日

(趣旨)

第一条 この規程は、会則第九十五条の四第三項の規定に基づき、弁護士である会員が子の育児をする場合における会費及び特別会費（以下「会費等」という。）の免除に関し、会費等の免除期間を定めるものとする。

(免除期間)

第二条 弁護士である会員が子の育児をする場合における会費等の免除期間は、育児をする子の出生日の属する月から当該子が二歳に達する日の属する月までの間における任意の連続する十二か月以内の期間（多胎妊娠により二人以上の子が出生した場合にあっては十八か月以内の期間）とする。

2 前項の規定にかかわらず、育児をする子について会則第九十五条の四第二項の規定に基づき出産時における会費等の免除を受けた弁護士である会員に係る当該子の育児についての会費等の免除期間は、当該子の出生日の属

- 1 -

する月から当該子が二歳に達する日の属する月までの間における任意の連続する十か月以内の期間（多胎妊娠により二人以上の子が出生した場合にあっては十五か月以内の期間）とする。

3 育児による会費等の免除期間中に、新たに会則第九十五条の四第二項の規定に基づく出産時における会費等の免除又は会則第九十五条の四第三項の規定に基づく育児期間中の会費等の免除（以下「新たな出産時又は育児期間中の会費等の免除」という。）を受けるときは、会費等の免除の期間が重複するときは、新たな出産時又は育児期間中の会費等の免除の期間は、重複しない期間についてのみとする。

(検討等)

第三条 この規程の施行後三年を経過した場合において、この規程の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行し、理事会で定める

- 2 -

月以降の育児に適用する。

（平成二六年九月一八日理事会決議で平成二七年

四月一日から施行し、同月以降の育児について

適用）

附 則（平成三一年三月一日改正）

1 第二条の改正規定は、成立の日から起算して一年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行し、外国特別会員基本規程（会規第二十五号）第六十六条の二第三項で準用する場合を含め理事会で定める月以降に出生した子の育児に適用するものとし、同月前に出生した子の育児については、なお従前の例による。

（平成三一年四月一八日理事会決議で令和元年一

〇月一日から施行し、同月以降に出生した子の

育児について適用）

2 第二条の改正規定の施行後五年を経過した場合において、この規程の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。